

事業者各位

実施方針への意見・質問に対する回答書

尼崎市 経済環境局 環境部 施設建設担当

令和4年12月15日までに提出された意見・質問への回答は以下のとおりです。

工事名：第1工場跡地整備・運営事業

■質問への回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答（案）
1	実施方針	8	第2章 3（2）入札参加者の要件	入札参加者の要件については、構成員または協力企業のいずれかが各要件を満たすことで、入札参加資格を有するという認識でよろしいでしょうか。	焼却施設プラント設備の設計・建設・運営を担当する企業は、構成員とし、各要件を満たすものとします。焼却施設プラント設備以外を担当する企業は、構成員または協力企業のいずれかとし、各要件を満たすものとします。
2	実施方針	8	第2章 3（2）入札参加者の要件	「廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する技術者を施設の試運転開始までに配置」とありますが、令和5年6月下旬に予定されている資格審査申請書類受付時には、配置予定技術者の提示は不要と考えてよろしいでしょうか。（令和12年度予定の試運転開始までには配置致します。）	ご理解のとおり、資格審査申請書類受付時には、配置予定者の提示は不要です。ただし、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する技術者を施設の試運転開始までに配置することに関する誓約書をご提出いただくことを想定しています。
3	実施方針	21	別紙2	本事業スキーム図はあくまで例であって、SPCを構成する際の出資の範囲は事業者判断と解釈してよろしいでしょうか。	第2章3(1)入札参加者の構成等 ア(エ)に示すとおり、構成企業のうち、焼却施設プラント設備の設計・建設・運営を担当する企業は、SPCに出資する構成員とします。なお、それ以外の構成企業が出資することを妨げるものではありません。

■意見への回答

（意見の提出はありませんでした。）